

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3145970号
(U3145970)

(45) 発行日 平成20年10月30日(2008.10.30)

(24) 登録日 平成20年10月8日(2008.10.8)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 5 C 11/18 (2006.01) A 4 5 C 11/18 Z

評価書の請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号 実願2008-5722 (U2008-5722)
(22) 出願日 平成20年8月18日(2008.8.18)(73) 実用新案権者 501291204
佐野 伸也
大阪府羽曳野市羽曳が丘5-17-8
(74) 代理人 100082474
弁理士 杉本 丈夫
(74) 代理人 100129540
弁理士 谷田 龍一
(72) 考案者 佐野 伸也
大阪府羽曳野市羽曳が丘5-17-8

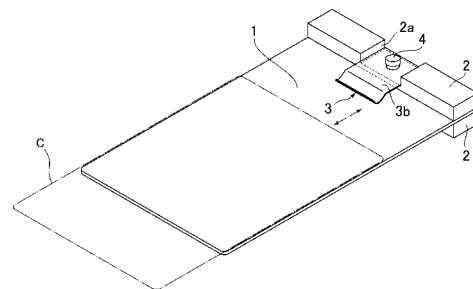
(54) 【考案の名称】 カードホルダー

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】多数枚のカードを収納保持することができると共に、カードの出し入れを簡単且つ容易に行えるカードホルダーを提供する。

【解決手段】両面にカードCを保持できる矩形形状のカード保持板1と、カード保持板1の一边両面に設けられ、カード保持板1の両面に保持されたカードCを位置決めするストッパー2と、カード保持板1のストッパー2を設けた一边に設けられ、カード保持板1の両面に一枚のカードC又は重ねた複数枚のカードCを弾性的に押圧して保持する弾性材より成るクリップ3とから構成する。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

両面にカード（C）を保持できる矩形のカード保持板（1）と、カード保持板（1）の一边両面に設けられ、カード保持板（1）の両面に保持されたカード（C）を位置決めするストッパー（2）と、カード保持板（1）のストッパー（2）を設けた一边に取り付けられ、カード保持板（1）の両面に一枚のカード（C）又は重ねた状態の複数枚のカード（C）を弾性的に押圧して保持する弾性材より成るクリップ（3）とから構成したことを特徴とするカードホルダー。

【請求項 2】

両面にカード（C）を保持できる矩形のカード保持板（1）と、カード保持板（1）の一边両面に設けられ、カード保持板（1）の両面に保持されたカード（C）を位置決めするストッパー（2）と、カード保持板（1）のストッパー（2）を設けた一边に取り付けられ、カード保持板（1）の両面に一枚のカード（C）又は重ねた状態の複数枚のカード（C）を弾性的に押圧して保持する弾性材より成るクリップ（3）と、カード保持板（1）のストッパー（2）を設けた一边に取り付けられ、カード保持板（1）全体を覆う開閉可能なカバー体（6）とから構成したことを特徴とするカードホルダー。

【請求項 3】

カード保持板（1）は、両面にカード（C）を並列状に並べられる大きさに形成され、又、カード保持板（1）のストッパー（2）を設けた一边に、カード保持板（1）の両面に並列状に並べられたカード（C）を夫々保持する複数のクリップ（3）を取り付けたことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載のカードホルダー。

【請求項 4】

クリップ（3）は、カード保持板（1）の一端に対向する金属製の背板部（3a）と、背板部（3a）の上下両端に連設され、先端部に外方へ曲げられた湾曲部を有すると共に、当該湾曲部がカード保持板（1）の表面に弾性的に当接する上下一対の金属製の板バネ部（3b）とから成り、カード保持板（1）のストッパー（2）を設けた一边に、上下一対の板バネ部（3b）がカード保持板（1）を挟む状態で且つカード保持板（1）に対して上下動できるように取り付けられていることを特徴とする請求項 1、請求項 2 又は請求項 3 に記載のカードホルダー。

【請求項 5】

クリップ（3）の上下一対の板バネ部（3b）間にカード保持板（1）のストッパー（2）を設けた一边を挿入すると共に、クリップ（3）の上下一対の板バネ部（3b）、両ストッパー（2）及びカード保持板（1）の一边に支持軸（4）を挿通し、前記クリップ（3）の上下一対の板バネ部（3b）を支持軸（4）に沿って摺動自在にして上下一対の板バネ部（3b）全体がカード保持板（1）に対して上下動できる構成としたことを特徴とする請求項 4 に記載のカードホルダー。

【請求項 6】

カード保持板（1）のストッパー（2）を設ける一边にクリップ（3）の背板部（3a）が嵌め込まれる切欠部（1a）を形成し、当該切欠部（1a）内にクリップ（3）の背板部（3a）をクリップ（3）全体がカード保持板（1）に対して上下動できるように嵌め込んでクリップ（3）の上下一対の板バネ部（3b）でカード保持板（1）を挟むと共に、カード保持板（1）の一边両面にストッパー（2）を取り付けて切欠部（1a）の開口部分を塞ぐようにしたことを特徴とする請求項 4 に記載のカードホルダー。

【請求項 7】

クリップ（3）の内面側に、カード（C）挿入時にガイドの役目をすると共に、カード（C）が傷付くのを防止する可撓性を有するプラスチック製の保護シート（5）を配設したことを特徴とする請求項 4、請求項 5 又は請求項 6 に記載のカードホルダー。

【請求項 8】

カバー体（6）を皮革又はそれに相当する材料で作ると共に、カバー体（6）の内面に紙幣や名刺等を収納できるポケット状の収納部（6a）を形成したことを特徴とする請求

10

20

30

40

50

項 2 に記載のカードホルダー。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、ICカードやポイントカード等の多種多様のカードを収納保持するカードホルダーの改良に係り、特に、多数枚のカードを収納保持することができると共に、カードの出し入れや保管を簡単且つ容易に行えるようにし、然も、表面側及び裏面側の両面に保持固定された表面のカードの略全面を見えるようにしたカードホルダーに関するものである。

【背景技術】

10

【0002】

従来、クレジットカードやキャッシュカード、定期券等の各種カードは、財布のポケットや複数のポケットを形成したカード入れ、或いは専用の定期券入れ等に収納しているのが一般的である。

【0003】

しかし、カードを財布やカード入れに収納した場合、カードが財布やカード入れのポケットに収納されているため、カードの出し入れに手数がかかると云う問題があった。又、財布やカード入れのポケットに複数枚のカードを収納した場合には、財布やカード入れが大きく膨らんで体裁が悪くなると云う問題もあった。

【0004】

20

そこで、これらの問題を解決するカードホルダー等が開発され、特開平8-164012号公報(特許文献1)、特開2002-142840号公報(特許文献2)及び登録実用新案第3034461号公報(特許文献3)として公開されている。

【0005】

即ち、特許文献1のカードホルダーは、図示していないが、カードと略同じ大きさの板状のカード支持板と、カード支持板の一端部上面に形成されて複数枚のカードの先端部を階段状の位置ずれ状態で支持するカード支持段部と、カード支持段部に支持された複数枚のカードをカード支持板上へ弾性的に押圧固定する押し圧片とから構成されている。

このカードホルダーは、複数枚のカードをその後端部が階段状になるように収納保持することができるため、複数枚のカードのうちから使用するカードの選別が容易になり、使用するカードを楽に取り出すことができる。

30

【0006】

又、特許文献2の定期券入れは、図示していないが、定期券と略同じ大きさの板状の載置部、載置部の一方の短辺側に垂設したストッパー用壁部及び載置部の両方の長辺側に垂設したがたつき防止用壁部から成る定期券入れ本体と、定期券入れ本体の一部に設けられて定期券を着脱自在に止める保持具とから構成されている。

この定期券入れは、片手の親指で定期券を前に押し出すと、定期券が保持具から外れて取り出され、又、定期券を載置部に載せて手前に引くだけで、定期券がストッパー用壁部及びがたつき防止用壁部でもってがたつくことなく元の位置に戻って保持具で固定されるようになっているため、定期券の取扱性を向上させることができる。

40

【0007】

更に、特許文献3の携帯カードケースは、図示していないが、カードよりいくらか大きい長方形平板状の本体の左右長辺をカードの厚み以上の隙間を保って内側に短く折り返して左右の長辺リップを形成すると共に、一方の短辺を閉塞してストッパーを形成し、ここにカードを挟んで保持するクランプを固設したものである。

この携帯カードケースは、本体の開放面から親指等で定期券の表面をクランプと反対方向へ押し出すと、定期券がクランプから開放されて取り出され、又、本体の開放面から定期券を左右の長辺リップ間に差し込み、定期券をクランプの方向へ引き込むと、定期券がクランプで保持されるようになっているため、定期券の出し入れを容易に行うことができる。

50

【 0 0 0 8 】

このように、これらのカードホルダー等は、カードの出し入れを片手で容易に行える等の優れた利点を有している。

しかし、これらのカードホルダー等にも、未だ解決すべき問題点が残されている。

【 0 0 0 9 】

即ち、特許文献 1 のカードホルダーは、カード支持板の片面に複数枚のカードを重ねた状態で保持固定することができるが、カード支持板の片面しか使用していないために保持できるカードの枚数も自ずと限界がある。そのため、カードを多数持っている人は、複数のカードホルダーを使用しなければならず、この場合には携帯に極めて不便である。特に、最近では、クレジットカード等のカードを一人で十数枚持っているのが普通であり、前記問題がより一層顕著に現れることになる。

10

【 0 0 1 0 】

又、特許文献 2 の定期券入れも、本体の載置部の片面にしか定期券を保持することができないため、特許文献 1 のカードホルダーと同様の問題を生じることになる。然も、特許文献 2 の定期券入れは、載置部の一方の短辺及び両長辺にストッパー用壁部及びびがたつき防止用壁部を形成しているため、定期券を出し入れする際に定期券を載置部の一定の方向からしか出し入れすることができず、取扱性に劣ると云う問題がある。

【 0 0 1 1 】

更に、特許文献 3 の携帯カードケースも、本体の片面にしかカードを保持することができないため、特許文献 1 のカードホルダーと同様の問題を生じることになる。然も、特許文献 3 の携帯カードケースは、本体の左右の長辺及び一方の短辺に左右の長辺リップ及びストッパーを形成しているため、カードを出し入れする際にカードを本体の一定の方向からしか出し入れすることができず、取扱性に劣ると云う問題がある。又、特許文献 3 の携帯カードケースは、本体の左右の長辺リップ間の間隔がカードの幅よりも少し狭く形成されているため、カードを収納する際に本体の左右の長辺リップが邪魔になってカードを収納し難くなっている。

20

尚、特許文献 3 の図 5 には、本体の両面にカードを収納できるようにした携帯カードケースが記載されているが、この携帯カードケースは本体と左右の長辺リップとの隙間が小さいため、本体の両面にカードを一枚ずつしか収納することができず、多数枚のカードを収納保持することは困難である。

30

【 0 0 1 2 】

【特許文献 1】特開平 8 - 1 6 4 0 1 2 号公報

【特許文献 2】特開 2 0 0 2 - 1 4 2 8 4 0 号公報

【特許文献 3】登録実用新案第 3 0 3 4 4 6 1 号公報

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【 0 0 1 3 】

本考案は、このような問題点に鑑みて為されたものであり、その目的は、多数枚のカードを収納保持することができると共に、カードの出し入れや保管を簡単且つ容易に行えるようにし、然も、両面に保持固定された表面のカードの略全面を見えるようにしたカードホルダーを提供することにある。

40

【課題を解決するための手段】

【 0 0 1 4 】

上記目的を達成するために、本考案の請求項 1 の考案は、両面にカードを保持できる矩形状のカード保持板と、カード保持板の一辺両面に設けられ、カード保持板の両面に保持されたカードを位置決めするストッパーと、カード保持板のストッパーを設けた一辺に取り付けられ、カード保持板の両面に一枚のカード又は重ねた状態の複数枚のカードを弾性的に押圧して保持する弾性材より成るクリップとから構成したことに特徴がある。

【 0 0 1 5 】

本考案の請求項 2 の考案は、両面にカードを保持できる矩形状のカード保持板と、カー

50

ド保持板の一边両面に設けられ、カード保持板の両面に保持されたカードを位置決めするストッパーと、カード保持板のストッパーを設けた一边に取り付けられ、カード保持板の両面に一枚のカード又は重ねた状態の複数枚のカードを弾性的に押圧して保持する弾性材より成るクリップと、カード保持板のストッパーを設けた一边に取り付けられ、カード保持板全体を覆う開閉可能なカバー体とから構成したことに特徴がある。

【0016】

本考案の請求項3の考案は、カード保持板が、両面にカードを並列状に並べられる大きさに形成され、又、カード保持板のストッパーを設けた一边に、カード保持板の両面に並列状に並べられたカードを夫々保持する複数のクリップを取り付けたことに特徴がある。

【0017】

本考案の請求項4の考案は、クリップが、カード保持板の一端に対向する金属製の背板部と、背板部の上下両端に連設され、先端部に外方へ曲げられた湾曲部を有すると共に、当該湾曲部がカード保持板の表面に弾性的に当接する上下一対の金属製の板バネ部とから成り、カード保持板のストッパーを設けた一边に、上下一対の板バネ部がカード保持板を挟む状態で且つカード保持板に対して上下動できるように取り付けられていることに特徴がある。

【0018】

本考案の請求項5の考案は、クリップの上下一対の板バネ部間にカード保持板のストッパーを設けた一边を挿入すると共に、クリップの上下一対の板バネ部、両ストッパー及びカード保持板の一边に支持軸を挿通し、前記クリップの上下一対の板バネ部を支持軸に沿って摺動自在にして上下一対の板バネ部全体がカード保持板に対して上下動できる構成としたことに特徴がある。

【0019】

本考案の請求項6の考案は、カード保持板のストッパーを設ける一边にクリップの背板部が嵌め込まれる切欠部を形成し、当該切欠部内にクリップの背板部をクリップ全体がカード保持板に対して上下動できるように嵌め込んでクリップの上下一対の板バネ部でカード保持板を挟むと共に、カード保持板の一边両面にストッパーを取り付けて切欠部の開口部分を塞ぐようにしたことに特徴がある。

【0020】

本考案の請求項7の考案は、クリップの内面側に、カード挿入時にガイドの役目をすると共に、カードが傷付くのを防止する可撓性を有するプラスチック製の保護シートを配設したことに特徴がある。

【0021】

本考案の請求項8の考案は、カバー体を皮革又はそれに相当する材料で作ると共に、カバー体の内面に紙幣や名刺等を収納できるポケット状の収納部を形成したことに特徴がある。

【考案の効果】

【0022】

本考案の請求項1のカードホルダーは、矩形状のカード保持板の両面に弾性材より成るクリップにより複数枚のカードを重ねた状態で保持することができるため、一つのカードホルダーで多数枚のカードを収納保持することができる。その結果、本考案の請求項1のカードホルダーを用いれば、使用者が多数枚のカードを保有していても、一つのカードホルダーで多数枚のカードの保管や管理を行えるうえ、携帯にも便利なものとなる。

又、本考案の請求項1のカードホルダーは、矩形状のカード保持板の一边にストッパー及びクリップを設けているため、カード保持板の残りの三辺は何も設けていない状態となっている。その結果、本考案の請求項1のカードホルダーは、収納保持されたカードを取り出す際には、カードをカード保持板の左右方向又は後方へずらして取り出すことができ、又、カードを収納する際には、カードをカード保持板の三辺の方向から収納することができ、カードの出し入れを多方向から行えて取扱性に優れたものとなる。然も、カード保持板の表面側及び裏面側に保持固定された表面のカードの略全面を見ることができるので

10

20

30

40

50

、表面のカードの種類を瞬時に判別することができ、至極便利である。

【 0 0 2 3 】

本考案の請求項 2 乃至請求項 8 のカードホルダーは、上記効果に加えて更に次のような優れた効果を奏することができる。

【 0 0 2 4 】

即ち、本考案の請求項 2 のカードホルダーは、カード保持板全体を開閉可能なカバー体で覆う構成としているため、カード保持板にクリップで保持されたカードが落下し難くなるうえ、カードホルダー自体のグレードアップを図れる。

【 0 0 2 5 】

本考案の請求項 3 のカードホルダーは、カード保持板が、両面にカードを並列状に並べられる大きさに形成され、又、カード保持板のストッパーを設けた一辺に、カード保持板の両面に並列状に並べられたカードを夫々保持する複数のクリップを設けているため、より多くのカードを収納保持することができる。

【 0 0 2 6 】

本考案の請求項 4 のカードホルダーは、クリップが、カード保持板の一端に対向する金属製の背板部と、背板部の上下両端に連設され、先端部に外方へ曲げられた湾曲部を有すると共に、当該湾曲部がカード保持板の表面に弾性的に当接する上下一対の金属製の板バネ部とから成り、カード保持板のストッパーを設けた一辺に、上下一対の板バネ部がカード保持板を挟む状態で且つカード保持板に対して上下動できるように取り付けられているため、カード保持板の両面にクリップを夫々設ける必要がなく、一つのクリップでカード保持板の両面にカードを夫々保持することができる。

【 0 0 2 7 】

本考案の請求項 5 のカードホルダーは、クリップの上下一対の板バネ部間にカード保持板のストッパーを設けた一辺を挿入すると共に、クリップの上下一対の板バネ部、両ストッパー及びカード保持板の一辺に支持軸を挿通し、前記クリップの上下一対の板バネ部を支持軸に沿って摺動自在にして上下一対の板バネ部全体がカード保持板に対して上下動できる構成としているため、例えばカード保持板の片面にカードを収納保持する際に、カードの一端部をクリップの一方の板バネ部とカード保持板との間に挿入すると、クリップの一方の板バネ部全体がカード保持板の片面側から離間する方向へ大きく広がることになり、カードの一端部をクリップの一方の板バネ部とカード保持板との間に挿入し易くなると共に、カード保持板の片面側へ多数枚のカードを収納保持することができる。

【 0 0 2 8 】

本考案の請求項 6 のカードホルダーは、カード保持板のストッパーを設ける一辺にクリップの背板部が嵌め込まれる切欠部を形成し、当該切欠部内にクリップの背板部をクリップ全体がカード保持板に対して上下動できるように嵌め込んでクリップの上下一対の板バネ部でカード保持板を挟むと共に、カード保持板の一辺両面にストッパーを取り付けて切欠部の開口部分を塞ぐようにしているため、例えばカード保持板の片面にカードを収納保持する際に、カードの一端部をクリップの一方の板バネ部とカード保持板との間に挿入すると、クリップ全体がカード保持板の片面側へ移動し、カードの一端部をクリップの一方の板バネ部とカード保持板との間に挿入し易くなると共に、カード保持板の片面側へ多数枚のカードを収納保持することができる。然も、クリップをカード保持板側へ取り付けるための支持軸を省略することができ、カードホルダー自体の部品点数の削減を図れる。

【 0 0 2 9 】

本考案の請求項 7 のカードホルダーは、クリップの内面側に可撓性を有するプラスチック製の保護シートを配設しているため、カード保持板の両面にカードを収納保持する際に、カード自体が金属製のクリップにより傷付くのを防止することができる。又、カードを挿入する際に、保護シートがガイドの役目をする事になり、カードを挿入し易くなる。

【 0 0 3 0 】

本考案の請求項 8 のカードホルダーは、カバー体を皮革又はそれに相当する材料で作ると共に、カバー体の内面に紙幣や名刺等を収納できるポケット状の収納部を形成している

10

20

30

40

50

ため、カードホルダー自体のグレードアップをより一層図れるうえ、カードの他に紙幣や名刺等を収納保持することができ、財布や名刺入れとしての機能を有し、至極便利である。

【考案を実施するための最良の形態】

【0031】

以下、本考案の実施形態を図面に基づいて詳細に説明する。

図1乃至図3は本考案の第1の実施形態に係るカードホルダーを示し、当該カードホルダーは、両面にカードCを保持できる矩形のカード保持板1と、カード保持板1の一边両面に設けられ、カード保持板1の両面に保持されたカードCを位置決めするストッパー2と、カード保持板1のストッパー2を設けた一边に取り付けられ、カード保持板1の両面に一枚のカードC又は重ねた複数枚のカードCを弾性的に押圧して保持する弾性材より成るクリップ3と、クリップ3をカード保持板1の一边へ取り付けるための支持軸4とから構成されており、カード保持板1の両面に一つのクリップ3でクレジットカードやキャッシュカード、定期券等のカードCを多数枚収納保持できるようにしたものである。

10

【0032】

具体的には、前記カード保持板1は、アクリル等のプラスチック材によりクレジットカードや定期券等のカードCと略同じ大きさの長方形に形成されており、その長さ(カード保持板1の長辺の長さ)は、カードCの長さよりも若干長く設定され、又、その幅(カード保持板1の短辺の長さ)は、カードCの幅と同じ幅に設定されている。

このカード保持板1のプラスチック材には、透明なプラスチック材又は半透明のプラスチック材若しくは着色されたプラスチック材が使用されている。

20

【0033】

前記ストッパー2は、アクリル等のプラスチック材によりカード保持板1の幅と同じ長さの長尺板状に形成されており、カード保持板1の一方の短辺両面に接着剤により短辺に沿う姿勢で夫々固着されている。

又、両ストッパー2の中央部表面には、後述するクリップ3の一部分(クリップ3の板バネ部3b)が嵌め込まれる凹部2aが形成されており、クリップ3の表面が両ストッパー2の表面から突出しないように工夫されている。

この両ストッパー2のプラスチック材には、透明なプラスチック材又は半透明のプラスチック材若しくは着色されたプラスチック材が使用されている。

30

【0034】

尚、上記の実施形態に於いては、カード保持板1と両ストッパー2とを別体に形成し、カード保持板1の短辺両面にストッパー2を接着剤により夫々固着するようにしたが、他の実施形態に於いては、カード保持板1と両ストッパー2とをプラスチック材により一体的に形成するようにしても良い。このようにすれば、カード保持板1と両ストッパー2の組立工程を省略できると共に、コスト低減を図ることができる。

【0035】

前記クリップ3は、ステンレス板等の弾性を有する金属板により一体的に形成されており、カード保持板1の一端(カード保持板1のストッパー2を固着した方の一端)に対向する背板部3aと、背板部3aの上下両端に垂直に連設され、先端部に外方へ曲げられた湾曲部を有すると共に、当該湾曲部がカード保持板1の表面に弾性的に当接する上下一対の板バネ部3bとから成る。

40

このクリップ3の上下一対の板バネ部3bの間隔は、カード保持板1の厚みと両ストッパー2の凹部2aの厚みを合計した寸法と略同じ寸法に設定されており、上下一対の板バネ部3bをストッパー2の凹部2aに嵌め込んだときに上下一対の板バネ部3bがストッパー2の表面から突出しないように設定されている。

又、クリップ3の弾性力は、カード保持板1とクリップ3の板バネ部3bとの間に複数枚のカードCを重ねた状態で挿入することができ、且つカード保持板1とクリップ3の板バネ部3bとの間に挿入された一枚又は複数枚のカードCを確実に良好に保持できるように設定されている。

50

【0036】

そして、前記クリップ3は、カード保持板1のストッパ2を設けた一辺に上下一対の板バネ部3bがカード保持板1を挟む状態で且つカード保持板1に対して上下動できるように支持軸4により取り付けられている。

即ち、クリップ3は、上下一対の板バネ部3b間にカード保持板1のストッパ2を設けた一辺及び両ストッパ2の凹部2aを夫々挿入し、この状態で上下一対の板バネ部3b、両ストッパ2の凹部2a及びカード保持板1の一辺にプラスチック製の支持軸4を挿通することによって、カード保持板1のストッパ2を設けた一辺に取り付けられている。

【0037】

前記支持軸4は、プラスチック材によりカード保持板1の厚みと両ストッパ2の凹部2aの厚みを合計した寸法と略同じ長さの棒状に形成されており、その直径は、クリップ3の上下一対の板バネ部3bが支持軸4に対して支持軸4の軸線方向へ摺動できるように設定されている。

従って、支持軸4によりカード保持板1の一辺に取り付けられたクランプ3は、図2に示す如く、上下一対の板バネ部3b全体がカード保持板1に対して上下動できるようになる。

又、支持軸4の両端部は、クリップ3の上下一対の板バネ部3b全体がカード保持板1に対して上下動したときに上下一対の板バネ部3bが支持軸4の両端部から抜けないように少し太めに形成されている。

【0038】

而して、上述したカードホルダーにカードCを収納保持するには、カードCをカード保持板1の一方の面又は他方の面に当接させ、この状態でカードCをカード保持板1に沿わせてスライドさせ、カードCの一端部をクリップ3の一方の板バネ部3b又は他方の板バネ部3bとカード保持板1との間に挿入する。これにより、カードホルダーは、カードCをカード保持板1の一方の面又は他方の面に収納保持することができる。

又、このカードホルダーは、先にカード保持板1に収納保持されたカードCの表面に別のカードCを重ね合わせ、この状態で重ね合わせた別のカードCを先のカードCに沿わせてスライドさせ、スライドさせたカードCの先端部をクリップ3の板バネ部3bと先のカードCとの間に挿入することによって、カードCを重ねた状態で収納保持することができる。

尚、複数枚のカードCを予め重ね合わせ、この状態で重ね合わせたカードCをカード保持板1に沿わせてスライドさせ、クリップ3の板バネ部3bとカード保持板1との間に挿入するようにしても良い。

【0039】

一方、カードホルダーに収納保持したカードCを取り出すには、カードCを指でカード保持板1の幅方向又はストッパ2から離れる方向へスライドさせ、クリップ3の板バネ部3bから引き抜く。これにより、カードホルダーからカードCを取り出すことができる。

【0040】

上述したカードホルダーは、矩形状のカード保持板1の両面に弾性材より成るクリップ3により複数枚のカードCを重ねた状態で保持することができるため、一つのカードホルダーで多数枚のカードCを収納保持することができる。その結果、このカードホルダーを用いれば、使用者が多数枚のカードCを保有していても、一つのカードホルダーで多数枚のカードCの保管や管理を行えるうえ、携帯にも便利なものとなる。

又、このカードホルダーは、矩形状のカード保持板1の一辺にストッパ2及びクリップ3を設けているため、カード保持板1の残りの三辺は何も設けていない状態となっている。その結果、このカードホルダーは、収納保持されたカードCを取り出す際には、カードCをカード保持板1の左右方向又は後方へずらして取り出すことができ、又、カードCを収納する際には、カードCをカード保持板1の三辺の方向から収納することができ、カ

10

20

30

40

50

ードCの出し入れを多方向から行えて取扱性に優れたものとなる。然も、このカードホルダーは、カード保持板1の表面側及び裏面側に保持固定された表面のカードCの略全面を見ることができるので、表面のカードCを瞬時に判別することができ、至極便利である。

更に、このカードホルダーは、クリップ3の上下一對の板バネ部3b全体がカード保持板1に対して上下動できる構成となっているため、例えばカード保持板1の片面にカードCを収納保持する際に、カードCの一端部をクリップ3の一方の板バネ部3bとカード保持板1との間に挿入すると、クリップ3の一方の板バネ部3b全体がカード保持板1の片面側から離間する方向へ大きく広がり、カードCの一端部をクリップ3の一方の板バネ部3bとカード保持板1との間に挿入し易くなると共に、カード保持板1の片面側へ多数枚のカードCを収納保持することができる。

10

【0041】

尚、上記の実施形態に於いては、カード保持板1の長さは、カードホルダーにカードCを収納保持したときに、カード保持板1の先端とカードCの先端とが揃うようにしたが(図3参照)、他の実施形態に於いては、図示していないが、カード保持板1の長さを若干短くし、カードホルダーにカードCを収納保持したときに、カードCの先端がカード保持板1の先端から2mm~3mm程度突出するようにしても良い。

【0042】

図4は本考案の第2の実施形態に係るカードホルダーを示し、当該カードホルダーは、両面にカードCを並列状に並べられる大きさに形成された矩形のカード保持板1と、カード保持板1の一辺両面に設けられ、カード保持板1の両面に並列状に並べられたカードCを位置決めするストッパー2と、カード保持板1のストッパー2を設けた一辺に取り付けられ、カード保持板1の両面に一枚又は複数枚重ねた状態で並列状に並べられたカードCを弾性的に押圧して保持する弾性材より成る複数のクリップ3と、各クリップ3をカード保持板1の一辺へ取り付けるための支持軸4とから構成されている。

20

【0043】

即ち、前記カードホルダーは、カード保持板1の幅及び両ストッパー2の長さを図1乃至図3に示すカードホルダーのカード保持板1の幅及びストッパー2の長さの2倍に形成すると共に、カード保持板1の一辺に二つのクリップ3を一定の間隔を空けて取り付けたものである。

このカードホルダーは、カード保持板1の幅及び両ストッパー2の長さを2倍にし、カード保持板1のストッパー2を設けた一辺に支持軸4によりクリップ3を二つ取り付けたこと以外は、図1乃至図3に示すカードホルダーと同様構造に構成されており、図1乃至図3に示すカードホルダーと同じ部位・部材には同一の参照番号を付し、その詳細な説明を省略する。

30

【0044】

前記カードホルダーは、図1乃至図3に示すカードホルダーと同様の作用効果を奏することができる。然も、このカードホルダーは、カード保持板1が両面にカードCを並列状に並べられる大きさに形成され、又、カード保持板1のストッパー2を設けた一辺に、カード保持板1の両面に並列状に並べられたカードCを保持する複数のクリップ3を設けているため、より多くのカードCを収納保持することができる。

40

【0045】

尚、第2の実施形態に於いては、カード保持板1の幅及び両ストッパー2の長さを図1乃至図3に示すカードホルダーのカード保持板1の幅及びストッパー2の長さの2倍に形成すると共に、カード保持板1の一辺に二つのクリップ3を一定の間隔を空けて取り付けるようにしたが、他の実施形態に於いては、カード保持板1の幅及び両ストッパー2の長さを図1乃至図3に示すカードホルダーのカード保持板1の幅及びストッパー2の長さの3倍に形成すると共に、カード保持板1の一辺に三つのクリップ3を一定の間隔を空けて取り付け、カード保持板1の両面にカードCを三並列の状態に収納保持できるようにしても良い。このようにすれば、更に多くのカードCを収納保持することができる。

【0046】

50

図5乃至図8は本考案の第3の実施形態に係るカードホルダーを示し、当該カードホルダーは、両面にカードCを保持できる矩形状のカード保持板1と、カード保持板1の一边両面に設けられ、カード保持板1の両面に保持されたカードCを位置決めするストッパー2と、カード保持板1のストッパー2を設けた一边に取り付けられ、カード保持板1の両面に一枚のカードC又は重ねた複数枚のカードCを弾性的に押圧して保持する弾性材より成るクリップ3と、クリップ3の内面側に配設した可撓性を有するプラスチック製の保護シート5とから構成されており、図1乃至図3に示すカードホルダーの支持軸4を省略してクランプ3を別の手段によりカード保持板1の一边に取り付ける共に、クランプ1の内面側に保護シート5を配設したものである。

【0047】

即ち、前記カードホルダーは、図6乃至図8に示す如く、カード保持板1のストッパー2を設ける一边にクリップ3の背板部3aが嵌め込まれる切欠部1aを形成し、当該切欠部1a内にクリップ3の背板部3aをクリップ3全体がカード保持板1に対して上下動できるように嵌め込んでクリップ3の上下一対の板バネ部3bでカード保持板1を挟み込み、この状態でカード保持板1の一边両面にストッパー2を接着剤により取り付けて切欠部1aの開口部分を塞ぐようにしたものである。

又、カードホルダーは、クリップ3の内面側に可撓性を有するプラスチック製の保護シート5を配設し、当該保護シート5をクリップ3と一緒にカード保持板1の一边に取り付けている。この保護シート5は、その両先端部が図7及び図8に示すようにクリップ3の板バネ部3b先端から突出して外方へ湾曲しており、カードC挿入時にガイドの役目をする。

このカードホルダーは、クリップ3のカード保持板1への取り付け構造を換え、クリップ3の内面側に保護シート5を配設したこと以外は、図1乃至図3に示すカードホルダーと同様構造に構成されており、図1乃至図3に示すカードホルダーと同じ部位・部材には同一の参照番号を付し、その詳細な説明を省略する。

【0048】

前記カードホルダーは、図1乃至図3に示すカードホルダーと同様の作用効果を奏することができる。然も、このカードホルダーは、図8に示す如く、クリップ3全体がカード保持板1に対して上下動できる構成となっているため、例えばカード保持板1の片面にカードCを収納保持する際に、カードCの一端部をクリップ3の一方の板バネ部3bとカード保持板1との間に挿入すると、クリップ3全体がカード保持板1の片面側へ移動し、カードCの一端部をクリップ3の一方の板バネ部3bとカード保持板1との間に挿入し易くなると共に、カード保持板1の片面側へ多数枚のカードCを収納保持することができる。又、このカードホルダーは、クリップ3の内面側に可撓性を有するプラスチック製の保護シート5を配設しているため、カード保持板1の両面にカードCを収納保持する際に、カードC自体が金属製のクリップ3により傷付くのを防止することができる。然も、カードCをカード保持板1とクリップ3の板バネ部3bとの間に挿入する際に、保護シート5がガイドの役目をする事になり、カードCを挿入し易くなる。

【0049】

図9乃至図11は本考案の第4の実施形態に係るカードホルダーを示し、当該カードホルダーは、両面にカードCを保持できる矩形状のカード保持板1と、カード保持板1の一边両面に設けられ、カード保持板1の両面に保持されたカードCを位置決めするストッパー2と、カード保持板1のストッパー2を設けた一边に取り付けられ、カード保持板1の両面に一枚のカードC又は重ねた複数枚のカードCを弾性的に押圧して保持する弾性材より成るクリップ3と、クリップ3の内面側に配設した可撓性を有するプラスチック製の保護シート5と、カード保持板1のストッパー2を設けた一边に取り付けられ、カード保持板1全体を覆う開閉可能なカバー体6とから構成されており、図5乃至図8に示すカードホルダーにカバー体6を追加したものである。

【0050】

即ち、カバー体6は、天然皮革又は合成皮革（若しくはそれらに相当する材料）により

10

20

30

40

50

カード保持板 1 の長さ（長辺側の長さ）の略 2 倍の長さの長方形に形成されており、皮革製のカバー体 6 の一端部を両ストッパー 2 の表面及び一方の側面に夫々接着剤により固着し、カバー体 6 を中央部分で二つ折りにしてカード保持板 1 全体を覆うようにしたものである。

又、カバー体 6 の両端部内面には、紙幣や名刺等を収納できるポケット状の収納部 6 a が夫々形成されている。

このカードホルダーは、カード保持板 1 全体を開閉可能なカバー体 6 で覆ったこと以外は、図 5 乃至図 8 に示すカードホルダーと同様構造に構成されており、図 5 乃至図 8 に示すカードホルダーと同じ部位・部材には同一の参照番号を付し、その詳細な説明を省略する。

10

【 0 0 5 1 】

前記カードホルダーは、図 5 乃至図 8 に示すカードホルダーと同様の作用効果を奏することができる。然も、このカードホルダーは、カード保持板 1 全体を皮革製のカバー体 6 で覆っているため、カード保持板 1 にクリップ 3 で保持されたカード C が落下し難くなるうえ、カードホルダー自体のグレードアップを図れる。又、このカードホルダーは、カバー体 6 の内面に紙幣や名刺等を収納できるポケット状の収納部 6 a を形成しているため、カード C の他に紙幣や名刺等を収納保持することができ、財布や名刺入れとしての機能を有し、至極便利である。

【 0 0 5 2 】

尚、上記の第 1 及び第 2 の実施形態に於いては、クリップ 3 を支持軸 4 によりカード保持板 1 の一辺に、又、第 3 及び第 4 の実施形態に於いては、カード保持板 1 の一辺に切欠部 1 a を形成し、ここにクリップ 3 を取り付けようとしたが、他の実施形態に於いては、図示していないが、クリップ 3 をボルト及びナットによりカード保持板 1 の一辺に取り付けるようにしても良く、或いはクリップ 3 を合成樹脂製又は金属製の鳩目やリベットによりカード保持板 1 の一辺に取り付けるようにしても良い。

20

【 0 0 5 3 】

又、上記の第 1 及び第 2 の実施形態に於いては、クリップ 3 の内面側のプラスチック製の保護シート 5 を省略しているが、クリップ 3 の内面側に可撓性を有するプラスチック製の保護シート 5 を夫々配設するようにしても良い。

【 0 0 5 4 】

更に、上記の第 4 の実施形態に於いては、カバー体 6 の一端部を両ストッパー 2 の表面及び一方の側面に夫々接着剤により固着し、カバー体 6 を中央部分で二つ折りにしてカード保持板 1 全体を覆うようにしたが、他の実施形態に於いては、カバー体 6 の中央部分を両ストッパー 2 の表面及び一方の側面に夫々接着剤により固着し、二つ折りの状態でカード保持板 1 全体を覆うようにしても良い。

30

又、他の実施形態に於いては、第 1 及び第 2 の実施形態に係るカードホルダーにカバー体 6 を追加し、当該カバー体 6 でカード保持板 1 全体を覆うようにしても良い。

【 0 0 5 5 】

更に、上記の第 3 及び第 4 の実施形態に於いては、カード保持板 1 の一辺両面にストッパー 2 を接着剤により夫々貼り付けるようにしたが、他の実施形態に於いては、図 1 2 に示す如く、二つのストッパー 2 をプラスチック材により一体成形し、一体成形したストッパー 2 にカード保持板 1 の一辺を挿着するようにしても良い。このようにすれば、ストッパー 2 のカード保持板 1 への取り付けが簡単になる。

40

【 0 0 5 6 】

更に、上記の各実施形態に於いては、クリップ 3 の上下一対の板バネ部 3 b 先端に湾曲部を夫々形成し、カード保持板 1 両面と上下一対の板バネ部 3 b との間にカード C を夫々挿着できるようにしたが、カード保持板 1 の片面だけにカード C を挿着する場合には、図 1 3 に示す如く、一方の板バネ部 3 b を平坦に形成したクリップ 3 をカード保持板 1 の一辺に取り付けるようにしても良い。

50

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 5 7 】

【 図 1 】 本 考 案 の 第 1 の 実 施 形 態 に 係 る カ ー ド ホ ル ダ ー の 斜 視 図 で あ る 。

【 図 2 】 図 1 に 示 す カ ー ド ホ ル ダ ー の 拡 大 縦 断 面 図 で あ る 。

【 図 3 】 図 1 に 示 す カ ー ド ホ ル ダ ー の 使 用 状 態 を 示 す 拡 大 縦 断 面 図 で あ る 。

【 図 4 】 本 考 案 の 第 2 の 実 施 形 態 に 係 る カ ー ド ホ ル ダ ー の 斜 視 図 で あ る 。

【 図 5 】 本 考 案 の 第 3 の 実 施 形 態 に 係 る カ ー ド ホ ル ダ ー の 斜 視 図 で あ る 。

【 図 6 】 図 5 に 示 す カ ー ド ホ ル ダ ー の 分 解 斜 視 図 で あ る 。

【 図 7 】 図 5 に 示 す カ ー ド ホ ル ダ ー の 拡 大 縦 断 面 図 で あ る 。

【 図 8 】 図 5 に 示 す カ ー ド ホ ル ダ ー の ク リ ッ プ が カ ー ド 保 持 板 に 対 し て 移 動 し た 状 態 の カ ー ド ホ ル ダ ー の 拡 大 縦 断 面 図 で あ る 。

【 図 9 】 本 考 案 の 第 4 の 実 施 形 態 に 係 る カ ー ド ホ ル ダ ー を 示 し 、 カ バ ー 体 を 開 い た 状 態 の カ ー ド ホ ル ダ ー の 平 面 図 で あ る 。

【 図 1 0 】 図 9 に 示 す カ ー ド ホ ル ダ ー の 縦 断 面 図 で あ る 。

【 図 1 1 】 図 9 に 示 す カ ー ド ホ ル ダ ー の カ バ ー 体 を 閉 じ た 状 態 の カ ー ド ホ ル ダ ー の 側 面 図 で あ る 。

【 図 1 2 】 ス ト ッ パ ー の 変 形 例 を 示 し 、 二 つ の ス ト ッ パ ー を 一 体 的 に 形 成 し た ス ト ッ パ ー の 斜 視 図 で あ る 。

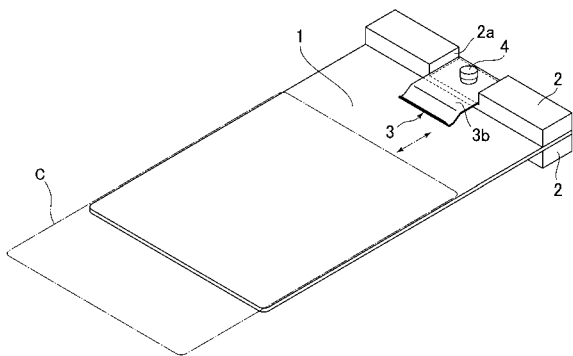
【 図 1 3 】 ク リ ッ プ の 変 形 例 を 示 し 、 一 方 の 板 パ ネ 部 を 平 坦 に 形 成 し た ク リ ッ プ の 側 面 図 で あ る 。

【 符 号 の 説 明 】

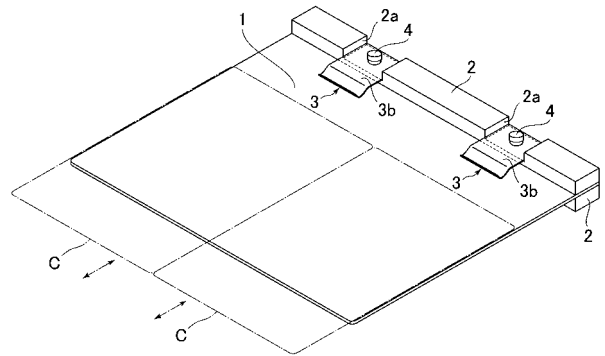
【 0 0 5 8 】

1 は カ ー ド 保 持 板 、 1 a は カ ー ド 保 持 板 の 切 欠 部 、 2 は ス ト ッ パ ー 、 3 は ク リ ッ プ 、 3 a は ク リ ッ プ の 背 板 部 、 3 b は ク リ ッ プ の 板 パ ネ 部 、 4 は 支 持 軸 、 5 は 保 護 シ ー ト 、 6 は カ バ ー 体 、 6 a は カ バ ー 体 の 収 納 部 、 C は カ ー ド 。

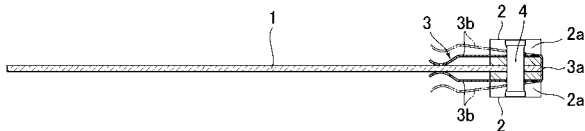
【 図 1 】



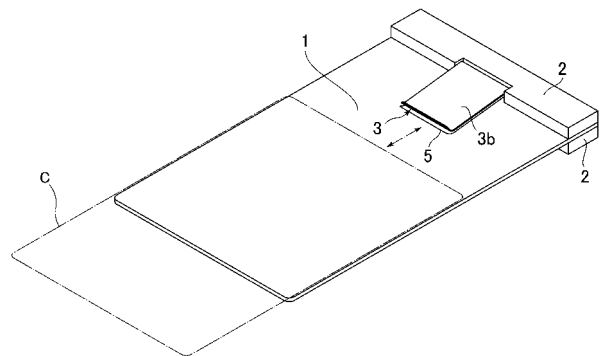
【 図 4 】



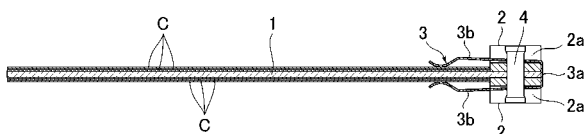
【 図 2 】



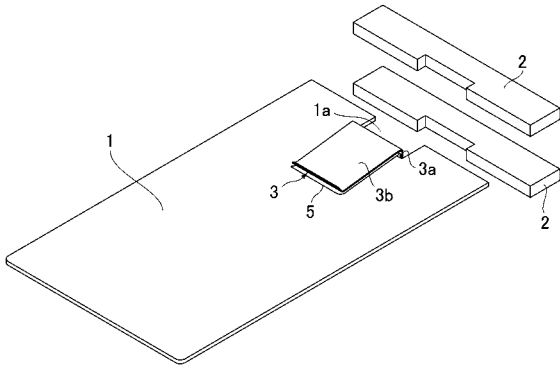
【 図 5 】



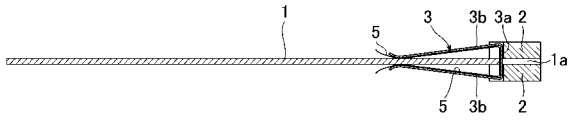
【 図 3 】



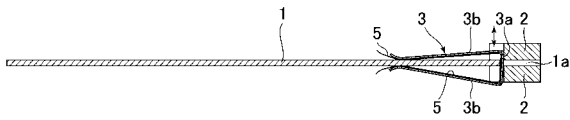
【 図 6 】



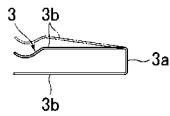
【 図 7 】



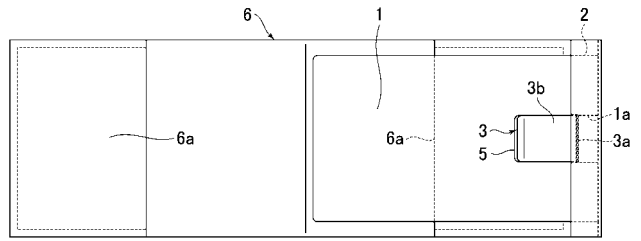
【 図 8 】



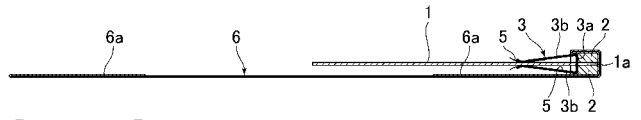
【 図 13 】



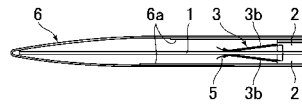
【 図 9 】



【 図 10 】



【 図 11 】



【 図 12 】

